

第 8 5 号**申 1 2 号**

発行日

2016. 2. 16

*Super
Highway*

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：荒井雄太
東京都渋谷区代々木2-2-6
J R 新宿ビル 1 3 F
Tel03-3375-5041 (NTT)

「軽井沢スキーツアーバス事故を踏まえた 安全確保に関する申し入れ」おこなう！

2016年1月15日、午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスで、スキー客を乗せたバスがガードレールをなぎ倒し、道路脇の斜面に転落する事故が発生。乗客・運転手合わせて41人が乗車していたなか15名が死亡、25名が重軽傷を負う大惨事となりました。今回の事故を受けて同じバス業界で安全輸送に努める私たちは、改めて「命を運ぶ」という重大な任務を自覚しなくてはなりません。加えて日本の高速バス業界を牽引する JR バス関東として、2012年4月に発生した関越道ツアーバス事故以降も重大事故が止むことのない事態を労使の重要な課題と受け止めて新たな対策を講じなくてはなりません。

今後、行政が取るべき対策として、中小バス会社を中心とした格安ツアーを運行するバス会社と旅行会社の間に発している運賃料金制度の盲点や初任運転者の教育・訓練基準の統一化、そして新規参入を一旦停止する緊急措置の導入などの早期実現が求められています。そしてこの問題の核心は業界全体の労働条件と賃金の低下です。企業と労働組合は人を大切にしないで人に起因する事故が発生します。乗客の命を預かる公共交通には強い規制と働くものの社会的地位の向上が必要です。JRバス関東本部はJRバス関東がバス業界に果たすべき役割を鮮明にして、二度と悲惨な事故が発生させないために緊急申し入れをおこないました。

1. 事故の原因究明を労使で行い対策を講じること。
2. バス業界への新規参入を一旦中止して、車両台数が10両以下の事業者に対する重点監査を行うように行政へ働きかけること。
3. バス業界の人材不足の最大の要因である賃金・労働条件低下の現状を改善するために協議する検討会設置を行政および日本バス協会へ働きかけること。
4. 労働協約・協定、労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定の遵守を徹底させること。
5. 最大拘束時間を1日13時間未満、休憩時間を継続11時間以上とすること。
6. 規則正しい勤務形態にするために乗務員割交番を遵守する社内風土を確立すること。
7. 安全コストを反映した貸切バスの運賃にするために上限・下限運賃制度を遵守すること。また、旅行会社やバス会社との間に発生する手数料について上限を設定すること。
8. 貸切バス事業でJRバス関東から委託している貸切バス会社を明らかにすること。また、委託する場合は相手会社の安全管理体制や乗務員への教育・訓練体制を熟知したうえで委託すること。
9. 新型バスの導入計画を明らかにすること。
10. フットブレーキが故障した場合の対策を教育・訓練に取り入れること。また、異常時に車両を停車させる場合のマキシブレーキの性能を明らかにして乗務員へ周知すること。
11. 転落を想定した被害軽減のために車体の強度を高めること。
12. 乗客へシートベルトの着用を周知徹底すること。また、高速・貸切の全車両に3点式シートベルトを装備すること。
13. 緊急時自動停車装置の早期開発を行政へ働きかけること。